## 入院時の食事・生活療養費が変わります

入院時の食事・生活療養の実施について、標準負担額として定額のご負担をお願いしておりますが、診療報酬改訂にともない令和 6年6月1日より下記のとおり食事・生活療養費の負担額が変更になります。

食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額

	3,5,4,5,5,4,5,5	エ/日原良貝の/宗平 医療区分・指定難病 ・入院日数等	食費 (1食)	居住費(1日)
65才未満	住民税課税世帯	I • II • III	460円⇒490円	
		指定難病	260円⇒ <mark>280円</mark>	
	住民税非課税世帯	I • II • III	210円⇒ <mark>230円</mark>	
		I・Ⅱ・Ⅲ(入院91日目~)	160円⇒180円	
65才以上	住民税課税世帯	I • II • III	460円⇒490円	370円
		指定難病	260円⇒ <mark>280円</mark>	0円
	住民税 非課税世帯 (低所得Ⅱ)	I • II • III	210円⇒ <mark>230円</mark>	370円
		Ⅱ・Ⅲ(入院91日目~)	160円⇒180円	370円
		指定難病	210円⇒ <mark>230円</mark>	0円
		指定難病(入院91日目~)	160円⇒180円	0円
	住民税 非課税世帯 (低所得 I )	I	130円⇒140円	370円
		п·ш	100円⇒110円	370円
		指定難病 老齢福祉年金受給者 境界層該当者	100円⇒110円	0円